

| 第6章 |

活性化計画の
達成に向けて

06



06

| 第6章 |

活性化計画の達成に向けて

関係者の役割

本計画が目指す「本県農林業・農山村の将来の姿」を実現するためには、生産者である農林業者はもとより、県民や関係団体、関連事業者、行政など食料・農林業・農山村に関係する者が、共通の理解を持ち、それぞれの役割に応じた積極的な取組を進めることが基本となります。

農林業者の役割

本計画の目標を達成するためには、農林業者一人ひとりが、安全・安心な食料供給や県土保全に重要な役割を果たしていることに誇りを持ち、自らの創意工夫や経営感覚によって、産業として成り立つ経営に意欲的に取り組むことが基本です。

消費者との交流等を通じて、県民の農林業・農山村への理解を深める活動を積極的に実践するとともに、若者に魅力ある産業として、また、雇用の場として情報発信できるよう発展していくことが期待されています。

また、地域社会の形成に積極的に取り組み、関係人口、移住・定住者の増大による集落機能を維持し、農山村が持つ多面的機能を将来の世代に確実に継承していく役割も期待されています。

県は、このような意欲ある自立した取組に対し、積極的に支援していきます。

積極的な県民参加

農林業・農山村は、安全・安心な食料供給とともに、水資源のかん養など多面的な機能を果たしています。その持続的な発展を図るためには、県民一人ひとりが農林業・農山村を共通財産として将来に引き継いでいくという認識を持ち、積極的に応援・参加していくことが基本と考えています。

地産地消など消費生活を通じた県産農林産物の活用、生産者や農山村と県民との交流による相互理解、農林業・農山村に関する情報の提供を積極的に行うとともに、交流や対話の機会を設け、県民が参加しやすい環境づくりを進めていきます。併せて、県外にも積極的に情報発信を行います。

農林業団体等の役割

農業協同組合や森林組合、農業委員会などの団体は、それぞれの役割や機能に応じ、地域に根ざした組織として、消費者や関連産業等との連携を図りながら、担い手育成、農地集積、生産基盤整備、産地形成、販路拡大等地域農林業の振興とともに、農山村集落の維持・活性化などを通じて、地域社会を支える重要な役割を果たすことが求められています。

県は、本計画の目標達成に向け、農林業団体等と一体となって施策を推進していきます。

関連事業者の役割

産地と消費者をつなぐ流通関係者や食品産業、木材産業等の事業者は、多様化・高度化する消費者ニーズを的確に捉え、本県農林産物の積極的な販売・利用促進や県内外への情報発信等を通じて、「長崎ブランド」の確立や県産農林産物を活用した加工品の開発・販路開拓等を展開していくことが期待されています。

県は、農林業者及び団体と関連事業者とのマッチングを進め、関係者が連携して実施する取組に対し、積極的に支援していきます。

市町の役割

市町への事務・権限移譲が促進されたことで、市町の地域農林業・農山村振興に果たす役割はさらに重要となっています。

市町は、地域住民と直接、接する身近な行政機関として、地域の特性やニーズに応じた住民本位の政策を主体的に展開していくことが期待されています。

県は、市町としっかりスクラムを組んで、本計画の方向に沿った市町の創意に基づく自主的な取組が効果的に展開されるよう支援していきます。

効果的な推進に向けて

施策の評価と見直し

本計画に基づく施策等を効果的に実施していくため、総合的かつ横断的な取組が可能となるよう努めるとともに、計画的な推進を図るためにも、園芸や畜産など個別の施策計画を作成し、これに基づいた事業を積極的に展開していきます。

また、施策の進捗状況等について、毎年度検証・評価等を行い、評価結果や国内外の農林業情勢の変化に基づき、必要に応じて事業の見直しを行います。

さらに、施策の評価については、具体的な目標指標を設定した定量的評価を実施し、県民に分かりやすい施策効果の説明に努めます。

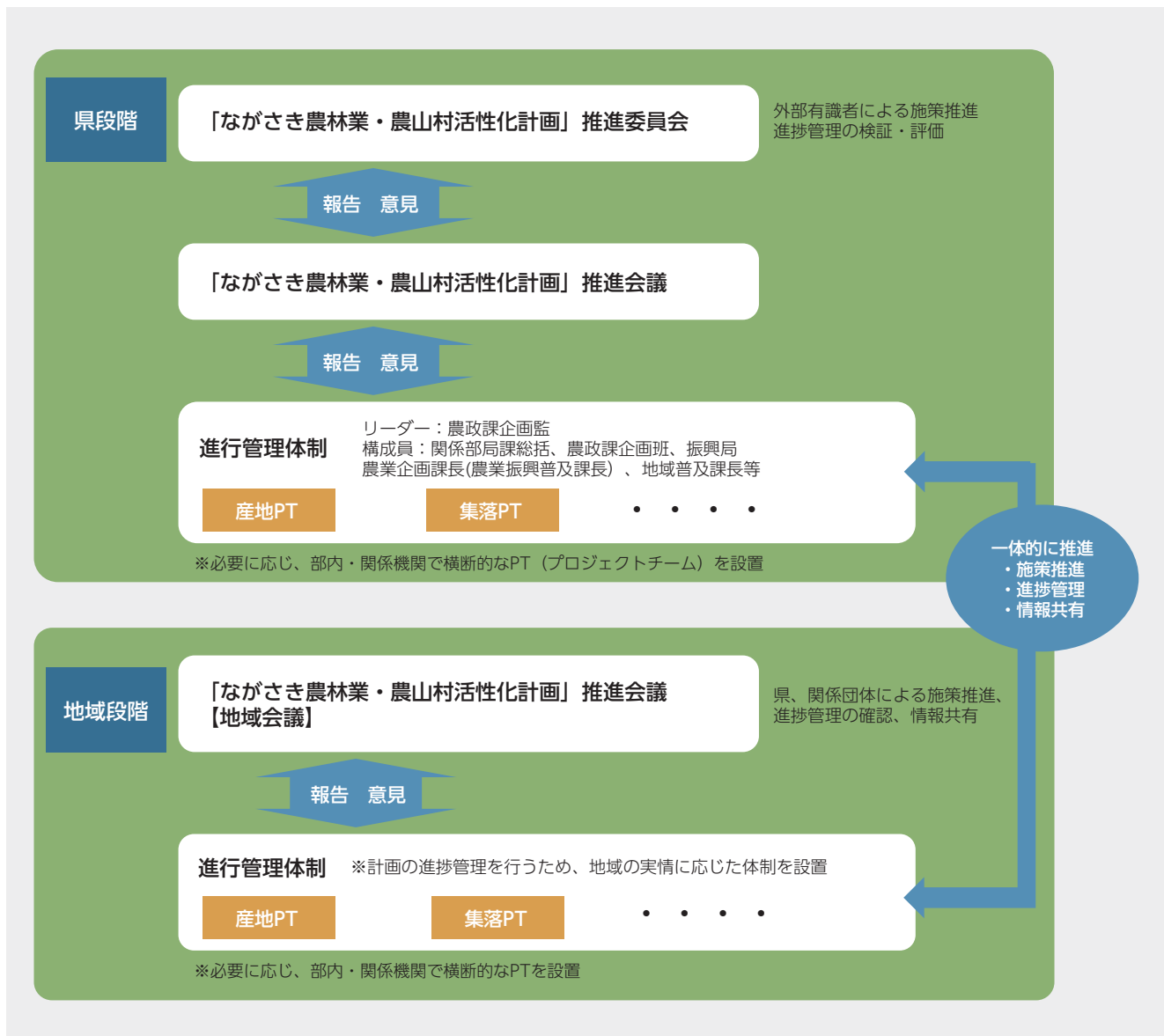
推進体制

本計画を効果的、効率的に推進するため、多方面からの意見を聞き、施策に反映する機会として、第三者委員会を設置するとともに、県及び地域段階に、市町、農林業団体、商工団体、農林業者、消費者等で構成する県推進会議を設置し、各関係機関・団体、県民一体となって計画推進に努めます。

また、県及び地域段階で各関係機関・団体で構成する地域就農支援センターや担い手総合支援協議会など各種協議会活動と連携して、施策を効率的・効果的に推進します。

国の制度の活用

本計画を効果的に推進するためには、国の支援制度を最大限活用することが不可欠です。本計画の目標達成に向けて、最大限に活用していくため、本県農林業・農山村の実情に応じた農林施策の推進や予算の確保について、国に対する働きかけを実施します。



県と地域の進行管理体制が計画を推進するための重要なテーマとなる取組を一体的に推進することにより、地域の実態に即した施策を展開。

【例】

産地振興PT

新規就農・就業者の確保対策、1,000万円経営体の育成・法人化、「産地計画」の推進、人・農地・産地プラン（水田畑地化等）基盤整備、農地集積 等

集落活性化PT

関係人口の増大、移住・定住の促進、地域ビジネスの活性化 等